

(別紙)

更新申請について

■ 更新申請に必要な書類

1	連絡票・チェックリスト	同封の書類に必要事項を記入し、作成した書類と確認事項にチェックを入れる。
2	指定更新申請書（様式第3号）（障害者総合支援法） 又は指定更新申請書（様式第3号の2）（児童福祉法）	「事業開始年月日」は当初に指定を受けた年月日を記入。
3	別紙「同一所在地において既に指定を受けている事業等について」	該当する事業所がない場合は提出不要。
4	指定に係る記載事項（付表）	各サービス種類の付表を作成。多機能型事業所の場合は付表15（総括表）も作成。
5	【相談支援事業の場合のみ】 相談支援専門員が相談支援従事者 <u>現任研修</u> を受講済みの場合は当該研修の修了証の写し	現任研修受講期限が未到来で、未受講の場合は提出不要。
6	【サービス管理責任者等の配置が必要な事業の場合のみ】 サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者等）がサービス管理責任者等 <u>更新研修</u> を受講済みの場合は当該研修の修了証の写し 又は サービス管理責任者等が新体系の研修修了者であって更新研修未受講の場合はサービス管理責任者等 <u>実践研修</u> の写し	
7	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式14） 又は 児童福祉法第21条の5の15第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（参考様式14-2）	
8	役員名簿（参考様式14別紙）	

◆各様式については枚方市ホームページ（<http://www.city.hirakata.osaka.jp/0000001834.html>）に掲載していますので、必要書類をダウンロードして使用してください。

◆更新申請書類は、指定サービス事業所ごとに必要です。居宅介護と重度訪問介護、多機能型事業所など、ひとつの事業所で（同一の事業所番号で）一体的に複数のサービスを提供している場合は、更新申請書類は1部で結構です。

◆管理者等の氏名・住所、運営規程等について、既にお届けいただいている内容から変更がある場合は、別途変更届の提出が必要です。変更内容によっては来庁の必要もありますので、その場合は来庁日時の予約をお願いします。

■ 申請書提出先・問い合わせ先

枚方市 健康福祉部 福祉指導監査課 障害福祉事業者担当

TEL：072-841-1467 FAX：072-841-1322

E-mail：fshidou@city.hirakata.osaka.jp

ホームページ：http://www.city.hirakata.osaka.jp/